

2019年に発生した台風19号による被災者対象 授業料減免のお知らせ

宮城学院では、2019年10月に発生した台風19号により自宅が被災した方への支援を行っています。

対象	<ul style="list-style-type: none">● 自宅（学費負担者の持家に限る）が全壊（流出）・大規模半壊・半壊した者● 学費負担者が死亡した者
減免額	<ul style="list-style-type: none">● 全壊および学費負担者死亡の場合は、2020年度授業料の全額を免除● 大規模半壊・半壊の場合は、2020年度授業料の半額を免除● 新入生の場合は、上記に加え自宅損壊の場合は入学金の半額を免除、学費負担者死亡の場合は入学金の全額を免除
提出書類	<ul style="list-style-type: none">● 授業料減免申請書（所定様式。学生本人が自筆すること） 所定書式は本学ホームページよりダウンロードしてください。● 罹災（被災）証明書（損壊の状態が確認できるもの）の写し● 学費負担者死亡の場合は、死亡証明書等
提出方法	学生課へ郵送 〒981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘9-1-1 宮城学院女子大学 学生課 ※特定記録やレターパック等、配達記録の残る方法で郵送してください。 ※封筒の表に「台風19号による減免書類在中」と記載してください。
提出締切	2020年7月17日（金）必着
問合せ先	宮城学院女子大学 学生課 E-mail. gakusei-c@mgu.ac.jp TEL.022-277-6271

※本授業料減免は、その他学内・学外奨学金等との併用が可能ですが、本来負担すべき授業料（新入生の場合は入学金も）額を超えることはありません。

※学部生の場合で、国による高等教育の修学支援新制度の対象となっている場合は、その授業料減免・給付奨学金の金額を合わせて、本来負担すべき授業料を超えることはありません。